

学校いじめ防止基本方針

田村市立船引中学校

1 「いじめ」とは

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」に関する基本理念・方針

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こりうる」という認識を全教職員がもつ。
 - ・ 全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように、教師は、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない。」という危機感を常にもって生徒に接するとともに、教職員相互の情報交換会等を設けることなど、いじめの防止や早期発見、早期解決に努める。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為」であるという認識を学校全体に行き渡らせる。
 - ・ 「いじめは許さない。」「いじめる側が悪い。」という認識を生徒も教師ももつ。また、いじめの当事者だけではなく、いじめをはやしたてたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許せない行為であることをすべての生徒に指導する。また、「いじめは犯罪行為に当たる可能性がある。」という認識のもと、警察との連携も強化する。
- (3) いじめられている生徒の立場で考える。
 - ・ 思い悩んで相談してくる生徒の悩みを親身になって受け止める。いじめに対して、いかに迅速に、そして適切に対応することにより、いじめの悪化を防止するとともに、早期の解決につなげる。ささいなことでも、真剣に生徒の声に耳を傾ける。
- (4) 学校内に生徒の悩みを受け入れる相談体制を整備する。
 - ・ 養護教諭、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を深めるとともに、「教育相談週間」等を設定し、生徒が相談しやすい環境整備に努める。また、外部の相談機関について生徒や保護者に周知するなど、困ったときにはどうしたらよいか、一人で悩ませない体制を整える。
- (5) 「豊かな人間関係をはぐくむための教育活動」を教育課程に位置付ける。
 - ・ 日頃から豊かな人間関係をはぐくむ教育活動を教育課程に位置付ける。特別の教科「道徳」、「学級活動」、「総合的な学習の時間」、「各教科」等で、相手の立場になって思いやる心をはぐくむとともに豊かな体験活動を通して、生命の尊さや人権、公正、公平、社会正義等について生徒に考えさせることにより社会性をはぐくむ。

(6) 日頃から、生徒と教師との信頼関係を構築する。

- ・ 日頃からの挨拶や声かけ、給食・休み時間・清掃時間等の機会を通して、生徒との触れ合いを大切にする。また、生徒の相談に対しては、カウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。

(7) 家庭教育の在り方がいじめ問題に関わる場合もあるため、保護者との連携を深める。

- ・ いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。日頃より家庭において、思いやり、生命の尊さ、人権、公正、公平、社会正義等について話し合う機会をもつことがいじめの防止につながる。また、そのためには、さまざまな情報を保護者に提供し、学校と家庭が連携・協力していじめ問題に取り組むようにする。

3 「いじめ」防止のカリキュラム

いじめを生まない人間関係づくりを推進していくには、次の要素が必要となる。

- (1) いじめに正面から向き合ったいじめ防止のための教育の展開
- (2) 年間を通した計画的・継続的な指導の展開
- (3) 生徒が自ら考えるような指導の展開

1 学期	2 学期	3 学期
・ 好ましい人間関係づくり	・ 友人関係の見直し	・ 人間関係の醸成
・ 学級のルール確立	・ ボランティア活動	・ 生命尊重の精神
・ 人権感覚の向上	・ 紅陵祭に向けての協力	・ 社会性の重要性
・ 生活アンケート	・ 生活アンケート	・ 生活アンケート
・ いじめ防止プログラム	・ いじめ防止プログラム	

以上の観点を考慮して、年間指導計画を作成する。

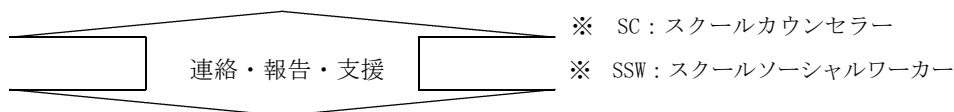
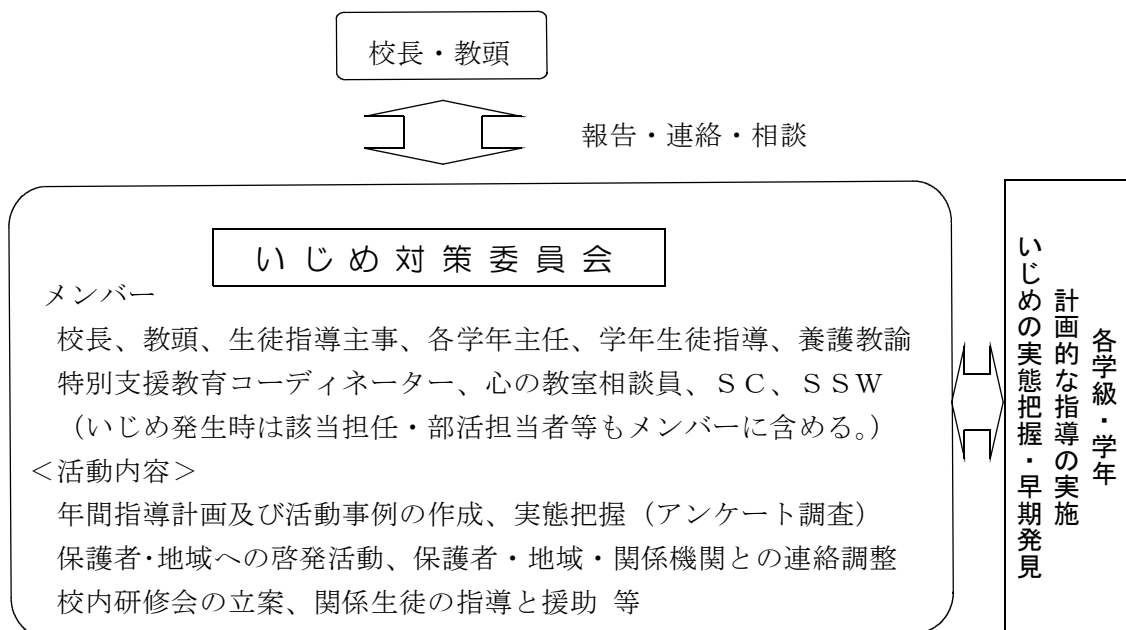
- ※ 学校の全教育活動を通して「いじめ防止」の指導を取り入れる。
- ※ 全教職員の共通理解を図り、組織的な対応を図る。
- ※ 生徒自身がいじめについて考えることを重視した取組を実施する。
- ※ 豊かな人間関係をはぐくむためのプログラムを実施する。
- ※ 人権感覚を磨くためのプログラムを実施する。
- ※ 生命尊重の視点に立ったプログラムを実施する。

注1：生活アンケートについては、後述の『アンケート調査』の実施について参照。

注2：いじめ防止プログラムは、後述の『「いじめ」のない学級づくりのためのプログラム』（グループでの話し合い活動・体験的活動、学級での発表活動を行い、意見の共有化を図っていく）参照。

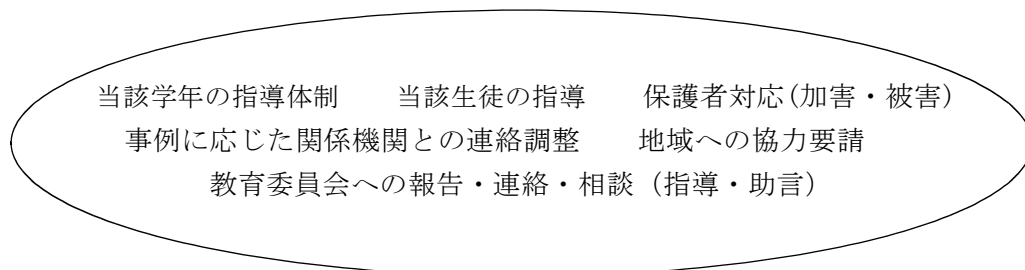
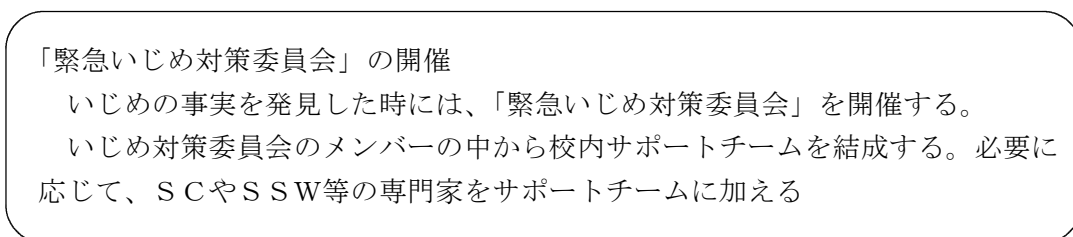
4 「いじめ」の防止校内体制

いじめ問題を解決するには、学級担任の力に頼るのではなく、学校全体でいじめ問題に対応していく。



地域、保護者、生徒、各担任、各学年、教育委員会、関係機関（警察等）

※ いじめの事実発見時の「緊急いじめ対策委員会」の開催



5 「いじめ」をなくす学校の対応

I <未然防止>

教師にできること	具体的に行うこと
① 体制づくり - いじめ発生時の組織的対応マニュアルの作成 - いじめ防止のための年間指導計画の作成 ② 日頃の生徒の観察と情報交換 - いじめの早期発見、早期対応 ③ 校内研修の充実 ④ 教育相談の充実 - 養護教諭、心の教室相談員、SC等との連携強化 ⑤ 学級経営の充実 ⑥ 実態把握 ⑦ 生徒による主体的活動の実施 - ルールづくり ・ 憲章策定 - 意見箱の設置等 ⑧ 家庭、地域との連携 - いじめ問題の提議、学校の対策方針の提示	① いじめ対策委員会等の設置 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、学年生徒指導、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、SC、SSW ② 情報交換の場（生徒指導委員会）の週予定への位置付け（毎週木曜5校時目） - ささいな変化の報告 ③ カウンセリングマインドの習得、事例研究 ④ 教育相談週間、いじめ防止キャンペーンの実施、外部相談機関の紹介 ⑤ いじめ防止プログラム、人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育・人権教育の実施 ⑥ アンケート、教育相談、行動観察 ⑦ 生徒会によるいじめ防止運動 ⑧ 保護者・地域への取組の紹介と協力要請 - 学年懇談会 ・ 保護者会 ・ 学校だより - ホームページ 等

II <いじめ発生時>

(1) 教師の動き

① 学校体制での対応

- 管理職のリーダーシップに基づく組織的対応
- 役割分担と責任の明確化
- 全教職員への情報提供と共通理解

② いじめられた生徒の指導

- 事実関係の確認、継続的な状況確認
- 親身な支援・指導、悩みを受けとめて支える
- いじめ解決の約束
- 指導の記録（事故報告書、個人情報・人権への配慮）

③ いじめた生徒の指導

- ・ 事実関係の確認、継続的な指導
- ・ 指導の記録（事故報告書、個人情報・人権への配慮）

④ 当該保護者（加害・被害）との連絡

- ・ 指導経過の報告、家庭の様子の確認

⑤ いじめられた生徒を守るための対策

- ・ 全教職員の共通理解
- ・ 全教職員による解決に向けた支援

⑥ 学級・学年全体への指導

- ・ いじめの指導（原因・学級環境・改善策の協議）
- ・ 豊かな人間関係をはぐくむための指導

⑦ 家庭・地域との課題の共有

- ・ 家庭教育の協力の依頼、地域への協力依頼
- ・ いじめは許さないという毅然とした対応

（２）具体的対策

① 緊急校内サポートチームの結成

- ・ 指導方針の検討、保護者への説明
- ・ 警察等関係機関への情報提供
- ・ 教育委員会への報告

② 専門的指導の導入

- ・ 養護教諭、心の教室相談員、ＳＣ（スーパーバイザー）、ＳＳＷ、学校医との連携
- ・ メンタルヘルス・ケアへの配慮
- ・ 自信や存在感をもたせる活動の場の提供

③ 家庭と連携した指導

- ・ 相手の思い、自己の行為を考えさせる指導
- ・ いじめに至った加害生徒の原因の背景の確認
- ・ 立ち直りの支援
- ・ 家庭訪問や電話による報告

④ サポートチームで対応策の検討

- ・ 校内巡視
- ・ 必要に応じた登下校の送り迎え
- ・ 状況確認（生活ノート、学級での聞き取り）
- ・ 緊急避難としての欠席（学習の保障への配慮）
- ・ 座席替え、班替え・友達づくりの支援
- ・ 深刻な場合は転校措置の弾力的運用

⑤ 緊急のいじめ防止プログラム、人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育・人権教育の実施

⑥ いじめ問題に関する取組を保護者・地域に発信

- ・ 学校自由参観の実施・意見交換会の実施

Ⅲ <終息後>

- ◎ 卒業時までの継続指導
- ◎ 充実した学校生活への環境改善
- ◎ 地域・家庭との連携
- ◎ いじめに関する学校評価
- ◎ 教育相談の継続、実態調査の実施
- ◎ 魅力ある学校づくりの推進
 - ・ 学級経営等の見直し ・ 授業改善
- ◎ 地域ネットワークづくり
 - ・ 地域でのあいさつ運動、地域行事への参加・協力
- ◎ 職員、生徒、保護者、外部による評価

6 「いじめ」の実態把握

<いじめを把握する3つの方法>

- 1 アンケート調査の実施（学期1回） 2 教育相談 3 個々の生徒の行動観察

（1）アンケート調査の実施方法

- ・ アンケートに記入する際は、生徒同士の話を禁止し、個々の生徒のプライバシーを守る。
- ・ 記名については状況により判断する。
- ・ 現状について把握するために行うアンケートなので、過去にさかのぼることなく、最近の出来事について記入させる。

（2）アンケートの項目は把握したい内容によって設定する。

- ・ どのくらいの頻度でいじめが起こっているのか
 - ・ どのようないじめが起こっているのか
 - ・ 生徒がいじめについてどう感じているのか
 - ・ 生徒がいじめについて第三者に話したか
 - ・ いじめを止めるような行動がとられているのか
- ※ いじめている人間をさがすための調査と生徒に受け取られないように、肯定的な項目も入れる。

【いじめの発生場所を把握するためのアンケートの例】

- ① 学校内外の地図を生徒に配り、「楽しい場所・安全な場所」には笑顔マークを記入させ、「つらい場所・危険を感じる場所」には泣き顔マークを記入させる。
- ② 学校の各場所の写真を掲示し、その下に封筒を提げておく。生徒には、○と×の書いてある数枚のカードを配る。「楽しい場所・安全な場所」と感じる場所の写真には○印のカードを封筒に入れさせ、「つらい場所・危険を感じる場所」と感じる場所の写真には×印のカードを入れさせる。

(3) 教育相談の実施方法

① いじめを行っている生徒が特定できていない段階で教育相談を行う場合

- ・ 周囲に他の生徒がいない場所で行う。
- ・ 途中で中断されることのないように、個室で行う。(複数教師対応)
- ・ 生徒が入室してきたら温かい態度で迎える。
- ・ なぜ教育相談をするのか、何のために教育相談するのか、課題意識をもたせる。
- ・ 生徒が示すストレスの兆候に配慮する。必要に応じてカウンセリングを行う。
- ・ いじめに関する否定的な感情を防ぐために、教育相談は生徒を責めるような姿勢ではなく、肯定的な雰囲気あるいは改善のための方策を考えさせるような雰囲気で行う。

② いじめを行っていることがある程度わかっている場合

- ・ 他の生徒にわからないように、当該生徒の教育相談を行う。
- ・ グループのリーダーから教育相談を行う。
(その理由) リーダーが指導内容を理解して行動を改めると、同調していた生徒はいじめをしなくなる。リーダーを後回しにして行くと、他の生徒が告げ口したと思わせてしまい効果が薄れる。

(4) 観察の実施方法

○ 生徒のいじめの兆候の観察

- ・ 観察記録を作成する。観察項目は、「いじめ」を見逃さないために(別紙)を参照。

7 「ネットいじめ」から生徒を守る

<ネットいじめの事例>

「ネットいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたること等が特徴である。ネット上のトラブル等についての最新の情報を得て、指導に生かす必要がある。

(1) ネットいじめの事例

知らないうちに自分が…

携帯電話等に「死ね」と書かれたメールが送られてきたり、自分が送ってもいないメールについて担任から注意を受けたりした。無視しようと思ってもなかなかできない。とても苦しい。死にたい。

勝手に裏サイトに…

同級生に無理やり写真を撮られ、パソコンに画像が送られてきた。裏サイトにも載せられている可能性もあり、不安で眠れない。

チェーンメールが来て…

30分以内に3人に転送しないと不幸になるという内容で、他クラスの生徒の悪口が送られてきた。悪いこととは分かっているけど、転送しないと今度は自分が標的になりそうで怖い。

(2) 求められる未然防止・早期発見の取組

◎ 教職員の日頃の情報交換を密に

「ネットいじめ」の現状について、事例等を踏まえ共通認識・理解を深める。

◎ 平素の指導を基礎に

傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切に、生徒のサインや情報をキャッチする。

◎ 発達段階に応じた指導を

「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。

◎ P T Aと連携した啓発活動を

携帯電話やP C等の使用における家庭のルールをつくるよう啓発する。

◎ 教育相談の充実を

常に生徒の様子を観察し、「いじめ」と認められる行為には、見逃すことなく迅速に対応する。

◎ 情報教育の充実

全校生対象に情報モラル講座を実施する。

(3) 「ネットいじめ」が発生した際の対応チェック表

事態の収拾

- ☐ 情報収集と事実の確認
- ☐ 教育委員会への連絡
- ☐ 書き込み削除の要請
- ☐ 警察等の関係機関への連絡

被害者対応

- ☐ 「仕返し」「プライドを守りたい。」「保護者へ心配をかけたくない。」等の被害者の心のケア
- ☐ 「自分は、もう安全だ。」という安心感をもたせる声かけによる支援
- ☐ 教師自らが絶対的な信頼の対象であることを示す声かけ

加害者対応

- ☐ 「絶対にやってはいけない。」という毅然とした態度での指導
- ☐ 加害者の抱える悩みや問題等、行動の裏にある心理を理解した対応

全ての生徒への対応

- ☐ 情報モラル教育の徹底
- ☐ 「いじめ」を許さない学級・学校の雰囲気づくりの徹底
- ☐ 生徒への啓発と生徒たち自らの解決に向けた取組の推進

保護者対応

- ☐ 関係する保護者への説明と対応（家庭での取組への理解と要請）
- ☐ 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明（必要に応じて全家庭に連絡）

8 「いじめ」に対する校内研修の実施

～ 校内研修の3つのポイント ～

（1）カウンセリングマインドの習得 カウンセリングマインドにおける基本姿勢

- ① 人は誰でも自分らしさを求め、よりよく成長したいと思っている存在と考える。
- ② 対等の立場で向き合う。
- ③ 生徒のありのままの姿を受け入れるとともに、生徒の話をよく聴く。
- ④ 生徒がどのような気持ちや考えているのか、生徒の立場で理解しようとする。
- ⑤ 話の途切れた沈黙を無駄な時間と考えず、解決を急ぐような問いかけをしない。

（2）事例研究

- ① 教えることよりも育てることに関心をもつ教師
- ② 生徒の心（感情）を大切にする教師
- ③ 生徒の行動は、関係によって変わることを知っている教師
- ④ いつも行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ⑤ 生徒から学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ⑥ 一人一人の独自性を大切にする教師
- ⑦ 生徒同士の相互作用を大切にする教師
- ⑧ 自分の限界を素直に認められる教師
- ⑨ 教えるべき点、守らせるべき点をはっきり示せる教師
- ⑩ 生徒との日常の交流を大切にし、親しい関係を豊かにはぐくむ教師

（3）教師の人権感覚の向上

- ① 指名の際は、生徒の名前で呼ぶようにしているか。
- ② 生徒がのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけを行っているか。
- ③ 授業のルールを明確に示し、授業を乱す生徒に対して毅然として注意しているか。
- ④ 不完全な解答であっても、その中にある生徒のよさを認めるようにしているか。
- ⑤ 答えにつまずいた生徒に、その気持ちに寄り添う適切な支援を行っているか。
- ⑥ 授業の中で、生徒をほめることや励ますことを大切にしているか。
- ⑦ わかりやすい授業を心がけ、教室の後ろまでとおる声で授業を行っているか。
- ⑧ 生徒が自分で考え、答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ⑨ 生徒が受身になっていないかどうか、点検しながら授業を行っているか。

9 学校評価・教員評価

- (1) 自校のいじめの防止等に関する取組や組織が有効に機能しているか等について、定期的に行う学校評価や教職員人事評価制度を活用した評価等において、定期的な点検及び評価を実施し、取組等の見直しや改善を図る。
- (2) 評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

重大事態調査委員会の対応フロー図

